

凍結防止剤散布作業実施要領

- 1 散布作業は、白馬村役場建設課の出動命令のほか、気象状況により交通に支障があると判断した場合に機械を出動させること。

出動時間は通勤通学時間並びにバスの運行に間に合うように実施すること。

1日の散布回数については建設課の出動命令が無い限り、朝・夕の2回までとする。(H17～)

- 2 作業主任者には、凍結防止剤散布作業に熟練した者を当てなければならない。
- 3 作業主任者は、作業中原則として作業者の助手席に位置し、作業の指示、通行車両に対する警戒指示及び誘導等を行うものとする。
- 4 運転者は次の事項に留意するものとする。
 - 1) 運転手要員であっても、体調の悪いときは運転を避けること。特に飲酒には注意し、酒気帯び運転にならないよう十分注意すること。
 - 2) 降雪等により視界が悪く作業が困難な時は、車速を落とし、必要に応じパトロール車を先導させる等安全に努めること。
 - 3) 深夜又は早朝作業にあつて疲労が甚だしいときは、作業を中断して休養を取るよう心掛けること。
 - 4) 作業中は、第三者に対して出来る限り迷惑を及ぼさないよう注意すること。
 - 5) 作業員及び散布機械の無理な使用は避けること。
 - 6) 運転者等は、作業終了後作業車の清掃、点検を行い、何時でも使用できるよう整備しておくこと。
 - 7) パトロールの実施や除雪作業状況を的確に把握し、効率的な作業に努めること。